

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第1章 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
(1) 法学研究科の理念・目的は適切に設定されているか						
a ◎大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 【約500字】	法学研究科では、「権利自由・独立自治」を建学の精神として創設された明治法律学校以来、優れた法律家を輩出し、本学における法学研究の推進を理念としている。本研究科は、法学研究者の養成を第一の目標とし、高度な法学的専門能力を必要とする高度職業人の養成を第二の目標としている。これら理念は、「教育・研究に関する年度計画書」において明確にされている【1-12-9 168頁】。さらに、今日の社会状況の急速な変化・国際化と学術研究の著しい進展と役割の変化を背景に、法学研究科は学術基礎研究及び先端的研究の推進及び広範な留学生の受け入れ態勢の社会的要請にこたえる必要に迫られており、これらを踏まえ「人材養成その他の教育研究上の目的」を研究科委員会で審議し、大学院学則別表に記載している【1-12-1】。これらの理念、目的は、法学教育において幅広い教養と深く専門能力を育成することを主眼としており、学校教育法等関係法令に照らして適切と言える。					1-12-1 明治大学大学院学則別表4(抜粋) 1-12-9 2015年度教育・研究に関する年度計画書168頁
b ●当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 【約100字】	将来的な方向性については、「教育・研究に関する年度計画書」において、国際的な学術研究交流の進展を図るという方向性を示している【1-12-9 168頁】。また、法科大学院設置後の法学研究科のあり方を検討するとともに従来のコース制度を検討し、2014年度より新たなコース制度(高度職業人養成コース)を開始し、教育目標のさらなる実現を目指した。	法学研究科独自の国際的な交流として、2011年度に「韓国刑事政策研究院」との間で協定を結び、本研究科と同研究員との間で研究交流を行っている。また、2014年度は本研究科と国立台湾大学法律学院との間で覚書を締結し、学術交流を実施している。さらに、2014年度に法学部ならびに法科大学院と共同で、「南京師範大学法学院」との学術交流協定を締結した。以上のとおり、国際的な学術研究交流を推進している。		2015年度についても、台湾大学法律学院及び韓国国立刑事政策研究機構との学術交流を計画している。また、法体系の類似している他のアジア諸国などの大学等との研究協力体制の構築の検討を開始する。		1-12-9 2015年度教育・研究に関する年度計画書168頁

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第1章 理念・目的

(2) 法学研究科の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか								
a	<p>◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること【約150字】</p>	<p>本研究科の理念・目的については、ホームページ【1-12-2, 1-12-3】、大学院便覧【1-12-4 10頁】、履修の手引き【1-12-5 4頁】、大学院ガイドブック【1-12-6 12頁】及び大学院学生募集要項【1-12-7 2頁】等に掲載し、学生、志願者、その他、社会一般に対して公表している。これら様々な媒体で公表することで、大学構成員のみならず、他大学や社会などに対しても、法学研究科の理念・目的を十分に広く周知している。</p>		<p>様々な媒体を通じて情報発信を行っているが、情報発信のみで、受け手側の状況を調査するまでにはいたっていない。</p>		<p>まずは、志願者及び在学学生を対象として、進学相談会や院生協議会懇談会の際に、本研究科の理念・目的を認知しているか否かのヒアリングを行う。</p>	<p>アンケート調査を実施し、本研究科の理念・目的についての認知度を調べ、必要に応じて新たな周知方法を検討する。</p>	<p>1-12-2 明治大学大学院法学研究科ホームページ[人材養成その他の教育研究上の目的]http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/mokuteki.html 1-12-3 明治大学大学院法学研究科ホームページ[教育理念と教育目標]http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/rinen.html 1-12-4 2015年度明治大学大学院便覧10頁 1-12-5 2015年度明治大学大学院履修の手引き法学研究科4頁 1-12-6 2016年度明治大学大学院ガイドブック12頁 1-12-7 法学研究科2015年度大学院学生募集要項2頁</p>
(3) 法学研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか								
a	<p>●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。【約300字】</p>	<p>理念・目的の適切性については、毎年度「教育・研究に関する年度計画書」作成時に、研究科執行部で検証を行っている。具体的には、同計画書について、まず、章ごとに「研究科執行部」が分担して詳細な検証のもと、原案を作成している。次に、研究科執行部会議において分担して作成した案を検討し、まとめる。その際に、本研究科の「理念・目的」及び「人材養成その他の教育研究上の目的」が現状において適切であるかについても確認している。そして最後に、研究科執行部が作成した年度計画書案を「研究科委員会」において審議し、承認を得ている【1-12-8】。</p>		<p>近時の司法改革等の進展に伴って流動化している法学研究・教育環境の変化に対応する理念・目的の具体化が今後必要となる。</p>		<p>司法改革等の動向に関する情報を迅速に得て、それらを十分に加味した上で、理念・目的の検証を行う。また、カリキュラム改正の際には、その整合性について綿密に検証を行うこととする。</p>	<p>検証を年に複数回実施するための体制を整備する。</p>	<p>1-12-8 2014年度第3回法学研究科委員会議事録(2014年6月19日)報告事項5</p>

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第3章 教員・教員組織

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の 達成状況を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、 必ず記述してください					Alt+Enterで箇条書きに
(1) 法学研究科として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか						
a ●<教員像と教員組織の編制方針> 専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求められる教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約400字】	求める教員像として、法学研究科の人材養成その他の教育研究上の目的の達成に資することができる教員を求める。教員組織の編制方針は、「法（Law）」に関わる現象及び活動を多面的・多角的に攻究することができるよう、各法分野に授業担当者を適切に配置することである。なお、社会的ニーズがある分野などにおいて、専任教員の担当者がいない場合は、兼任講師の採用を積極的に行うことなどを、「教育・研究に関する年度計画書」に示し【3-12-20 168頁】、これを研究科委員会で承認することにより共有している。					3-12-20 2015年度教育・研究に関する年度計画書168頁 《既出1-12-9》
b ◎<基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示> 採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 【約150字】	教員の任用・昇格に当たっては、「明治大学教員任用規程」【3-12-1】において、資格・要件が明確に規定されており、その規程を前提として、さらに大学院授業担当者に求める条件について、「法学研究科・大学院担当教員の資格」「博士後期課程担当教員人事について」などの内規により、担当のための審査手続き及び授業担当者学生募集のための形式的資格要件（教授昇格後の年限・執筆論文数等）が定められている【3-12-2～7】。また、法学研究科での任用・昇格審査手続きは「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」に明文化されている【3-12-2】。	教員任用は内規に基づき厳格に行っている。法学研究科委員会は、教授・准教授のみによって構成され、大学院教育を高い水準で保つことができ、質的保証ができています。なお、研究科設置科目の多様化を目指すため、2014年度に担当資格の見直しをし、その変更に基づき新たに5名の准教授の担当人事を行った。		今後も設置科目の多様化をはかるべく、改正された内規に基づき担当人事を積極的に行っていく予定である。		3-12-1 明治大学教員任用規程 3-12-2 法学研究科内規「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」 3-12-3 法学研究科内規「法学研究科・大学院担当教員の資格」 3-12-4 法学研究科内規「博士後期課程担当教員人事について」 3-12-5 法学研究科内規「准教授の学生募集について」 3-12-6 法学研究科内規「大学院法学研究科『准教授の大学院担当基準』に関する申合わせについて」 3-12-7 法学研究科内規「他大学所属（助教授）の教員が大学院の授業を担当することについて」
c ◎<組織的な連携体制と責任の所在> 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。 【約300字】	組織的な教育を実施する上で必要な役割分担と責任の所在については、大学院学則に基づき、研究科長が教育の責任者として、研究科委員会などが定期的に開かれている。また、研究科長と専攻主任、大学院委員から成る執行部と、各種委員会で運営されており、カリキュラム・FD等検討委員会設置要綱に基づき、研究科長の諮問機関としてカリキュラム・FD等検討委員会も組織され【3-12-8】、研究科長、専攻主任を含め、当委員会委員によってカリキュラムに関する事項を中心に研究活動、教員担当等教学に関する全般について検討し、その結果が研究科委員会で審査・承認される。それだけでなく、大学院委員・専攻主任の業務は内規で明示されて【3-12-9】、研究科長との適正な連携のもとで研究科の運営が行われており、役割分担及び連携体制と責任の所在は適切である。	研究科委員会での審議前に、研究科執行部会での検討だけでなく、カリキュラム・FD等検討委員会で審議・検討することにより、研究科委員会での審議内容につき適正化・合理化が図られ、高水準かつ効果的に進めることができています。		カリキュラム・FD等検討委員会の開催回数を増やすことにより、当該年度の問題だけでなく定年退職者の補充やその他将来的な問題についても検討を重ねて、委員会での審議に資することにした。		3-12-8 2014年度各種委員会委員選出について 3-12-9 法学研究科内規「大学院委員・専攻主任の役割について」

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第3章 教員・教員組織

(2) 法学研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか							
教員の編成方針に沿った教員組織の整備							
a	◎当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること(設置基準第7条第3項)【約400字】	<p>博士前期課程及び博士後期課程における大学院設置基準上の必要教員数は、公法学専攻・民事法学専攻、各6名であるが、本研究科の博士前期課程の専任教員数は公法学専攻28名(うち研究指導教員は20名)、民事法学専攻26名(うち研究指導教員は21名)、博士後期課程の専任教員数は公法学専攻17名(うち研究指導教員は16名)、民事法学専攻17名(うち研究指導教員は16名)となっており、基準を充足している【3-12-18 表2】。各専攻・コースにバランスよく配置され、研究指導にあたっている【3-12-10】。</p> <p>教員組織のバランスについて、大学院担当人事において、准教授が大学院の講義科目を担当を可能とすることにより、ある程度の年齢バランスがとれるように工夫をしている。法学研究科に所属する教員は、45歳以下が13%、46歳から50歳までが9%、51歳から55歳までが11%、56歳から60歳までが18%、61歳から65歳までが20%、65歳から70歳までが27%となっており、各年代がバランスよく配置されている【3-12-19 表11】。</p>	2014年度の担当資格についての内規改正により、准教授の担当人事の拡大が図られた。なお、これにより、従来と比べると教員の平均年齢がやや下がり、法学研究科担当教員の年齢構成のバランスが改善された。		カリキュラム・FD等検討委員会において、さらなる内規改正が必要であるか否かを含め、大学院授業科目の担当資格について審議していく。		<p>3-12-10 明治大学大学院法学研究科ホームページ[公法学専攻教員一覧] http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/faculty/01/index.html [民事法学専攻教員一覧] http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/faculty/02/index.html 3-12-18 明治大学データ集表2 3-12-19 明治大学データ集表11</p>
b	◎方針と教員組織の編成実態は整合性がとれているか。【600～800字】	<p>法学研究科においては、2009年度より副指導教員制度を導入し、現在も入学時期の段階で副指導教員の選定を行っている【3-12-11】。</p> <p>法学研究科の講義・演習は基本的に法学部専任教員が担当しており、演習は(専任教員休職のために特例的に認めた1科目を除く)すべての科目を、講義は約70%以上の科目を専任教員が担当している。また、一部においては、広い見識を持った研究者養成の実現のために、法科大学院専任教員や法律実務家を含めた兼任講師が担当している。</p> <p>以上のように、編成方針に従い、教育・研究課程の特色化を図っている。</p>	副指導教員制度の導入によって、博士前期課程在学学生への研究指導の充実及び修士論文の質的向上が図られている。		教育研究環境のさらなる改善のために、法学研究科教員組織の編成方針のもとにおいて、客員教員等の採用についても検討する。		3-12-11 法学研究科内規「博士前期課程の副指導教員制の方策、副指導教員推薦書」
教員組織を検証する仕組みの整備							
c	●教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。【600～800字】	<p>教員組織の検証プロセスについて、毎年度、研究科執行部の作成した原案をもとに、法学研究科カリキュラム・FD等検討委員会において長中期計画を策定し、それが研究科委員会に発議され、審議の上決定するという手続きをとっている。なお、同計画書の策定にあたっては、自己点検・評価結果を参考にしながら、教員組織を検証し、現状の方針の見直しを行っている。</p> <p>2014年度は法学専修コースを廃止し、高度職業人養成コースを新たに設置することとしたため、これに伴う必要な教員配置を研究科委員会の承認のもとで行った。</p>					

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第3章 教員・教員組織

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか									
a	<p>●<規定に沿った教員人事の実施> 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。【400字】</p>	<p>教員の任用にあたっては、大学院授業担当者に求める条件について、「法学研究科・大学院担当教員の資格」、「博士後期課程担当教員人事について」などの内規により【3-12-2~7】、担当のための審査手続き及び授業担当者学生募集のための形式的資格要件（教授昇格後の年限・執筆論文数等）が定められている。また、法学研究科での任用審査手続きは「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」に明文化されている【3-12-2】。</p> <p>原則として、法学研究科の申し合わせに従い、主に研究業績を評価対象として、適切な教員人事を行っている。担当人事については、カリキュラム・FD等検討委員会ですまず事前審査をした上で研究科委員会に提案される【3-12-12~14】。研究科委員会においては業績等が担当のための基準を満たしているか否かを慎重に審査され、適格であると判断された場合に限り承認される。</p> <p>なお、大学院委員会で定められている申し合わせに記載されている「過去2年間収容定員を満たしている」等の条件を満たすことができていないため、採用人事権を行使することができていない。2014年度よりカリキュラム改正・収容定員変更を行ったが、現在はまだ条件を充足することができていない。</p>			<p>研究科の充足定員を満たしていないことを根拠に、学内内規に基づいては特任教員の人事権が与えられていないので、研究科独自の必要性に応じた教員補充は困難となっている。</p>		<p>研究科の充足定員を満たすよう、大学院進学志望者の掘り起こしをする、それと同時に、法学部の人事計画にあたり、研究科の教育課程上の必要性を反映する方策も必要である。また、担当教員の定年退職による教員の減少に対応するために、今後も学部教員の研究科担当人事を積極的に進める。</p>	<p>法学部と連携を密にして、定年退職予定教員の専門分野の人事計画を策定し、大学院担当資格のある教員を採用するようにする。</p>	<p>3-12-2 法学研究科内規「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」 3-12-3 法学研究科内規「法学研究科・大学院担当教員の資格」 3-12-4 法学研究科内規「博士後期課程担当教員人事について」 3-12-5 法学研究科内規「准教授の学生募集について」 3-12-6 法学研究科内規「大学院法学研究科『准教授の大学院担当基準』に関する申し合わせについて」 3-12-7 法学研究科内規「他大学所属（助教授）の教員が大学院の授業を担当することについて」 3-12-12 2014年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2014年4月24日)審議事項1「法学研究科懸案事項について」 3-12-13 2014年度第2回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2014年11月6日)審議事項1「2015年度法学研究科新規授業担当人事について」 3-12-14 2015年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2015年4月16日)審議事項2「法学研究科懸案事項について」</p>
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか									
教員の教育研究活動等の評価の実施									
a	<p>●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。【400字】</p>	<p>研究内容については、専任教員データベースを利用して確認と評価を行っており、博士号取得等の顕著な業績があった場合には、研究科委員会で発表し、顕彰している。その他にも、法学部主催の教員研究発表会に参加し、それらを利用して各教員の研究について相互に確認・評価をしている。また、大学院学内GPの「他大学との研究交流プログラム」において、大学院生はもちろんのこと、教員も司会として参加し、自身の研究分野について見識を深めている。なお、2014年度には明治大学において研究科協定を結んでいる韓国刑事政策院とのシンポジウムを開催し、研究活動の活性化を図った。</p>							
教員の資質向上のための研修・諸活動(FD)の実施状況とその有効性									
b	<p>●教育研究、その他の諸活動(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。</p> <p>(※)社会貢献、管理業務などを含む『教員』の資質向上のための活動。『授業』の改善を意図した取組みについては、「基準4」(3)教育方法で評価します。【600~800字】</p>	<p>教員の資質向上を図るための研修等については、大学院全体のFDの研修である大学院教育懇談会が開催されている。この懇談会の中では、「教育・研究上の著作権問題」「大学院生の指導（学生相談室の視点から）」等を取り上げた講演が行われており、教員の資質向上に役立っている。</p>		<p>教員の資質向上については、法学研究科・法学研究者養成コースの特性を踏まえた取り組みが必要である。</p>		<p>法学研究科内部において研究指導・論文作成指導を含めたFDを実施する必要がある。カリキュラム・FD等検討委員会において、そのためのシステム作りを検討する。</p>	<p>定期的に法学研究科独自のFD研修会を開催する。</p>	<p>3-12-15 2014年度大学院教育懇談会の開催について 3-12-16 2015年度大学院教育懇談会の開催について 3-12-17 明治大学データ集表2 3-12-18 明治大学データ集表11 3-12-19 2015年度教育・研究に関する年度計画書168頁《既出1-12-9》</p>	

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (1)教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか ※全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。							
a ◎理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。 【約800字】	教育目標について、大学院学則別表4に「人材養成その他の教育研究上の目的」を定め、目指すべき人材像として、基礎となる実定法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ自立した法学研究者ならびに高度専門職業人を養成することと定めている【4(1)-12-1】。これらの目的・目標を実現するために、以下のよう「学位授与方針」を示している【4(1)-12-2】。 <博士前期課程> 「課程修了にあたって修得しておくべき学習成果」と「その達成のための諸要件」として、①正確な法的知識と最新の情報を踏まえての法解釈を展開できる能力を修得するべく、②本研究科が定める修了要件を満たし、かつ、学業成績ならびに学位請求論文から前記の能力を備えたと認められる者に対して「修士(法学)」の学位を授与することを定めている。 <博士後期課程> 「課程修了にあたって修得しておくべき学習成果」と「その達成のための諸要件」として、①高度な法的解釈能力と比較法及び立法論的検討を遂行できる能力を備えるべく、②本研究科の定める修了要件を満たし、かつ、学業成績ならびに学位請求論文から前記の能力を備えたと認められる者に対して「博士(法学)」の学位を授与することを定めている。					4(1)-12-1 明治大学大学院学則別表4《既出1-12-1》 4(1)-12-2 法学研究科ホームページ[法学研究科学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)] http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_dp.html	
(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか ※全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。							
a ◎学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。 【約600字】	学位授与方針に示した修得すべき学習成果を達成するために、教育内容や教育方法の基本的考え方を明らかにした法学研究科の「教育課程の編成・実施方針」を定めている【4(1)-12-3】。 <博士前期課程> 学位授与方針で定めた高度な研究能力ならびに高度な専門性を有する職業等が必要とされる能力の修得という目的を実現するために、教育課程の編成・実施方針において、博士前期課程の法学研究者養成コースでは研究活動を自立して行える研究者を養成するための環境を整備すること、高度職業人養成コースでは高度な専門知識を有する社会人・職業人を養成するための科目を広範かつ効果的に履修できるように設置することを明示している。 <博士後期課程> 学位授与方針で定めた学習成果を達成するため、比較法及び基礎法理論に裏打ちされた研究活動を自立に必要な科目を配置する。また、課程博士論文の完成を援助し、研究者としての自立を支援するために、助手制度の活用を推進することを明示している。					4(1)-12-3 法学研究科ホームページ[法学研究科の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)] http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_cp.html	
b ●学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。 【約200字】	学位授与方針【4(1)-12-2】で定めた高度な研究能力ならびに高度な専門性を有する職業等が必要とされる能力の修得という目的を実現するために、教育課程の編成・実施方針【4(1)-12-3】において博士前期課程の法学研究者養成コースでは研究活動を自立して行える研究者を養成するための環境を整備すること、高度職業人養成コースでは高度な専門知識を有する社会人・職業人を養成するためのカリキュラムを設定していることを提示している。また、博士後期課程では自立した研究者を養成するために必要なカリキュラムを編成するとともに博士論文作成のための指導体制を整備している。以上のことから、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関している。					4(1)-12-2 法学研究科ホームページ「[学研究科学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)]」 http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_dp.html 4(1)-12-3 法学研究科ホームページ[法学研究科の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)] http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_cp.html	

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (1)教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

(3)教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が, 大学構成員(教職員及び学生等)に周知され, 社会に公表されているか							
a	<p>◎公的な刊行物, ホームページ等によって, 教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。 【約150字】</p>	<p>教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は, 在学生に配付する大学院便覧【4(1)-12-4 10~12頁】, 履修の手引き【4(1)-12-5 4頁】【4(1)-12-6 6頁】, 受験生向けの大学院ガイドブック【4(1)-12-7 12頁】【4(1)-12-8 21頁】, 大学院学生募集要項【4(1)-12-9 2~4頁】において明示し, 毎年公表されている。また, ホームページ【4(1)-12-2】【4(1)-12-3】にも掲載されており, 社会一般に向けて広く周知を図っている。</p> <p>さらに, 毎年4月に開催している新入生・在学生ガイダンスなどの機会に説明し, 大学院生にも周知を行っている。加えて, 受験希望者に対しても, 研究科合同進学相談会や, 年2~3回実施している研究科独自の進学相談会【4(1)-12-10】においても, 大学院ガイドブック【4(1)-12-7: 12頁】【4(1)-12-8 21頁】や大学院学生募集要項【4(1)-12-9 2~4頁】を用いながら直接説明を行っている。</p>	<p>入学ガイダンスの折りに新入生や在学生に対して説明を行い, 受講の前提として両方針の理解の徹底を図っている。また, オープンキャンパスなどの機会に来訪者に対して説明するように努めているため, 受験生は教育目標や方針を容易に把握できる環境が整っている。</p>	<p>受験生, 新入生, 在学生に対する説明により周知を図っているが, この件に関するアンケートなどを実施していないので, 効果を直接的には把握できていない。</p>	<p>直接説明するのが最も効果的なため, 在学生や入学希望者と接する機会がある際には常に説明する。また, ホームページにおいては, 気がつきやすいようレイアウト等を工夫する。</p>	<p>まずは, 志願者及び在学生を対象として, 進学相談会や院生協議会懇談会の際に, 本研究科の理念・目的を認知しているか否かのヒアリングを行う。</p>	<p>アンケート調査を実施し, 本研究科の理念・目的についての認知度を調べ, 必要に応じて新たな周知方法を検討する。</p> <p>4(1)-12-2 法学研究科ホームページ[法学研究科学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)] http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_dp.html 4(1)-12-3 法学研究科ホームページ[法学研究科の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)] http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_cp.html 4(1)-12-4 2015年度明治大学大学院便覧10~12頁 4(1)-12-5 2015年度明治大学大学院履修の手引き 法学研究科4頁《既出1-12-5》 4(1)-12-6 2015年度明治大学大学院履修の手引き 法学研究科6頁 4(1)-12-7 2016年度明治大学大学院ガイドブック 12頁《既出1-12-6》 4(1)-12-8 2016年度明治大学大学院ガイドブック 21頁 4(1)-12-9 法学研究科 2015年度大学院学生募集要項2~4頁 4(1)-12-10 明治大学大学院法学研究科説明会ポスター</p>
(4)教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか							
a	<p>●教育目標, 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり, 責任主体・組織, 権限, 手続を明確にしているか。また, その検証プロセスを適切に機能させ, 改善につなげているか。 【約400字】</p>	<p>毎年, 「カリキュラム・FD等検討委員会」において法学研究科の自己点検・評価を実施し, 「法学研究科執行部」によって評価結果が確認されている。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針についてもこのプロセスで検証を行っている。さらに, 検討した結果について「法学研究科委員会」においても検証を行い, 適宜制度上の問題点と改善に向けた方策を検討している。</p> <p>2013年度に, 2014年度からのカリキュラム・コース改正に合わせ, 且つより的確な表現にするため, 教育目標や学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針, 入学者受入方針について, 法学研究科委員会の議を経てこれを改正したが, 今年度はこの改正のもと2014年度からスタートした高度職業人養成コースの一期生の指導状況を踏まえ, 同コースの方針の見直しが必要かを検証する。</p>					

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画		Alt+Enterで箇条書きに	
				「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	(当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育課程の編成方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか							
必要な授業科目の開設状況 a ◎CPIに基づき、必要な授業科目を開設していること。 【600字～800字程度】	法学研究科は、法学に関わる研究者・高度専門職業人として必要な学問的基礎の修得を実現するために、以下のように科目を配置している。 <博士前期課程> 博士前期課程においては、法学研究者の養成を主たる目的とする「法学研究者養成コース」と、法学領域の専門性を有する職業等に必要能力の養成を目的とした「高度職業人養成コース」を設置し、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を設け、体系的に編成している。具体的には、憲法、民法、刑法などの実定法科目のほか、法情報学、環境法、医事法などの先端科目を多数開講している。また、外国語の読解能力を高めるために英語、仏語、独語の外国法の文献を講読する「外国法文献研究」科目を開講するとともに、実務に関する知識を得るための科目として弁護士などの法律実務家による「法律実務実践研究」も開設している。さらに、既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題については、プロジェクト講義として「特定課題研究」を開講している。現時点では各コース独自の科目は設置していないが、指導教員の指導の下、コースの特性に適した履修指導が行われている。今後は既存科目を活かしつつ、新規科目の設置を検討している。 授業科目は講義科目と演習科目の2種類に分類され、総開講科目数は248科目(2015年度)であり、内訳は演習科目132科目、講義科目120科目となっている【4(2)-12-9 表17】。 修了に必要な単位は演習科目8単位・講義科目24単位、計32単位としている。また、1年次において24単位を目安に取得させる一方で、2年次においては修士論文の執筆に専念させるために講義や演習科目の履修を8単位程度に抑えるように標準モデルを定めている【4(2)-12-1 13頁】 【4(2)-12-2 7, 8, 13, 33, 35頁】 【4(2)-12-3, 4】。演習科目は指導教員が担当する8単位が必修であり、他は講義科目の受講を想定しているが、他の教員の演習も選択科目として受講可能としている。修了に必要な32単位のうち、講義科目が24単位であり、全体に占める比率が高いが、開講している講義科目の数が多いため、演習科目のみならず講義科目においても少人数教育・指導が実現されており、大学院生にとって双方向性の授業を受ける多くの機会が確保されている。 <博士後期課程> 博士後期課程においても、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を設置し、体系的に編成している。博士前期課程と同様に、既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題については、プロジェクト講義として「特定課題研究」を開講している。修了に必要な単位は8単位であり、総開講科目68科目はすべて講義科目である【4(2)-12-9 表17】。実際には多くの大学院生が8単位以上の科目を自主的に履修している。		「法律実務実践研究」の開講数が少なく、現状では弁護士が担当する科目のみが開講されており、司法書士、税理士、企業法務担当者などによる授業が開講されていないので、大学院生の多様なニーズに十分に答えることができていない。また、法科大学院との連携が現時点で機能していないので、法科大学院の開講科目を法学研究科の院生が、法学研究科の開講科目を法科大学院の院生が相互に履修していない。		(1) 2014年度から公務員、企業法務、司法書士など法律関係の専門職への就職を希望する学生を対象とする高度職業人養成コースが新設されたことに伴い、大学院生のニーズに適したカリキュラムの充実と時間割の編成に努め、「法律実務実践研究」の科目数を2016年度には3科目に増やす。 (2) 法学研究者養成コースと高度職業人養成コースによって内容が異なる論文指導を可能にするため、2015年度は法学研究者養成コースの大学院生に副指導教員やその他の教員の演習科目の受講を含めるように規定を変更すべきか、検討する。 (3) 実務家(教員・公務員・企業法務担当者など)を招聘し、職務内容についての連続講演をしてもらう。これにより、高度職業人コース修了後の目標設定を明確にする。	(1) 英語による講義のみでの修了を可能にする「英語コース」の設置に向けて2011年度に設置委員会を立ち上げているが、今後も設置委員会を中心にコース設置のための具体的な検討を進める。 (2) 法曹養成に特化した実践的教育を行っている法科大学院と連携し、2017年度以降は法学研究科の大学院生が法科大学院の開講科目を、法科大学院の大学院生が法学研究科の開講科目を相互に受講できるようにシステムの構築を検討する。 (3) 2017年度以降は規程の整備を進め、高度職業人養成コースに特有の授業科目を開設すべきか検討する。	4(2)-12-1 2015年度明治大学大学院便覧13頁 4(2)-12-2 2015年度明治大学大学院履修の手引き法学研究科 7, 8, 13, 33, 35頁 4(2)-12-3 2014年度法学研究科ガイダンス資料 4(2)-12-4 2015年度法学研究科ガイダンス資料 4(2)-12-9 明治大学データ集表17

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

b	<p>◎コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。【修士・博士】 【200～400字程度】</p>	<p><博士前期課程> 修了に必要な単位を演習科目8単位・講義科目24単位、計32単位としている。また、1年次において24単位を目安に取得させる一方で、2年次においては修士論文の執筆に専念させるために講義や演習科目の履修を8単位程度に抑えるように標準モデルを定めている【4(2)-12-1 13頁】【4(2)-12-2 7, 8, 13, 33, 35頁】【4(2)-12-3, 4】。演習科目は指導教員が担当する8単位が必修であり、他は講義科目の受講を想定しているが、他の教員の演習も選択科目として受講可能としている。修了に必要な32単位の中、講義科目が24単位であり、全体に占める比率が高いが、講義科目の開講数が多いことから、演習科目のみならず講義科目においても少人数教育・指導が実現されており、大学院生にとって双方向性の授業を受ける多くの機会が確保されており、コースワークとリサーチワークのバランスが取れている。</p> <p><博士後期課程> 博士後期課程では、博士論文の作成が主となることから、修了に必要な単位は8単位が望ましいとしているが、大学院生による自主的な科目履修に対応するために多くの科目を開講しており、実際に多くの大学院生が8単位以上の講義科目を履修している。形式的には開講科目はすべて講義科目であるが、大学院生の数に比べ開講科目数が多いことから、個々の科目において少人数教育・指導が実現されており、また、受講生が研究者志望であることから実質的にリサーチワークに近い授業が展開されている。したがって、コースワークとリサーチワークのバランスが実質的に実現されているといえる。</p>						<p>4(2)-12-1 2015年度明治大学大学院便覧13頁 4(2)-12-2 2015年度明治大学大学院履修の手引き法学研究科7, 8, 13, 33, 35頁 4(2)-12-3 2014年度法学研究科ガイダンス資料 4(2)-12-4 2015年度法学研究科ガイダンス資料</p>
<p>順次性のある授業科目の体系的配置(履修体系図やコース系統図の明示, 科目相関図, 履修モデル, 適切な科目区分など)</p>								
c	<p>●教育課程の編成実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。(学生の順次的・体系的な履修への配慮) 【約400字】</p>	<p><博士前期課程> 順次的・体系的な履修への配慮について、教育課程の編成・実施方針に基づき、憲法・民法・刑法などの主要法律科目、法哲学・法社会学・法史学などの基礎科目のほか、英米独仏中の外国法科目、法情報学・環境法・医事法などの先端科目、弁護士などの実務家による「法律実務実践研究」も開講している。履修配当年次を定めていないので、大学院生が自由に科目を選択できるが、4月の履修申請において指導教員の指導の下で履修プログラムを各自で作成することにより、体系的な履修の実現を確保している。また、「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」において現時点では各コース独自の科目は設置されていないが、指導教員の指導の下で各大学院生が所属するコースに適した科目の履修が実現されている。</p> <p><博士後期課程> 法学分野の研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識の修得を実現するために必要なカリキュラムを設置するという教育課程の編成・実施方針に基づき、各専攻ごとに必要な科目を設置している。また、博士前期課程と博士後期課程のいずれにおいても、指導教員の他に副指導教員制度を採用しており、複数指導体制が実施されている。</p>	<p>大学院生数との対比において開講科目数が多いので、指導教員の指導の下で各大学院生のニーズにあった履修計画の作成が可能となっており、計画に沿った履修が実現されている。</p>		<p>高度職業人養成コースの大学院生に対して、従来からの法学研究者養成コースの大学院生向けとは異なる履修計画を立てることが可能か検討するとともに、コース別の履修モデルを作成することにより、コースの特色に適した履修を促す。</p>			
<p>教育課程の適切性の検証プロセスの明確化とその有効性</p>								
d	<p>●教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか 【約400字】</p>	<p><博士前期課程・博士後期課程：共通> 教育課程の検証プロセスについて、カリキュラムの検討及びFD推進を任務とする常設委員会である「カリキュラム・FD等検討委員会」において、カリキュラム改正の必要性及び具体的な改正点を協議しており、2014年度は計2回開催し、2015年度も既に1回開催した。カリキュラム・FD等検討委員会における従来からの議論の結果として2014年度から高度職業人養成コースをスタートさせるなど、一定の成果を得ている。今後は、「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」におけるコース別のカリキュラム改正等の検討をカリキュラム・FD等検討委員会で行う予定である。 また、日本語の読解力や会話力が十分ではない留学生を受け入れるために、英語による講義のみでの修了を可能にする「英語コース」の設置に向けて、設置委員会を中心にコース設置のための具体的な検討を進める。</p>	<p>外国法文献研究の新設、高度職業人養成コースの改組など、「カリキュラム・FD等検討委員会」での議論が一定の成果を上げている。</p>	<p>カリキュラム・FD等検討委員会は、カリキュラム改革を検討するだけでなく、研究科の諸問題について検討を行うことから、改革に焦点を絞った議論を十分に行うことができない可能性がある。</p>	<p>カリキュラム・FD等検討委員会においてカリキュラム改正を検討する。具体的には、高度専門職業人養成コースに関して、必要に応じ、同コースの特徴を踏まえたカリキュラム改正を随時検討する。</p>	<p>2015年度・2016年度は、引き続きカリキュラム・FD等検討委員会においてカリキュラム改正の必要性等を議論するが、必要に応じ、新たなワーキンググループなどを設置して、対応する。</p>	<p>2017年度以降は、カリキュラム改正に向けた議論に特化した新たな委員会の創設について検討する。</p>	

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか							
教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容(何を教えているのか)							
<p>a ●何を教えているのか。どのように教育目標の実現を図っているのか。 【1200字程度】</p>	<p><博士前期課程> 法情報学・環境法・医事法・社会保障法などの先端科目が多数開講されている。また、憲法・民法・刑法・商法などの基本科目では各科目につき複数の講義・演習が展開されている。さらに、法律実務家が担当する科目として「法律実務実践研究」が置かれており、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟における具体的な手続きなど学者教員では十分に教育できない分野に関する授業が行われている。2014年度は3名、2015年度は13名受講している。加えて、既存の専門科目では扱うことが困難な特定の課題について「特定課題研究」が開講されており、実定法、法制史、外国法の各領域の中から年度毎に特定のテーマを選定して、教員と大学院生が一体となって資料の収集ならびに分析を行っている。2014年度は全科目で7名、2015年度も全科目で6名(延べ数)が受講している。その他、主として博士後期課程への進学を希望する大学院生を対象に外国語の読解力を向上させるために外国法の文献講読を内容とする「外国法文献研究」を英独仏法について開講している。なお、現時点では「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」においてコース独自の科目は開講されておらず、両コースで共通の科目を履修するカリキュラムになっているが、指導教員による指導の下で各大学院生が属するコースの特性を考慮した履修計画が立てられている。</p> <p><博士後期課程> 憲法・民法・刑法・商法などの基本科目において各科目につき講義が複数展開されるとともに、法情報学・環境法・医事法・社会保障法などの先端科目も多数開講されており、大学院生が博士論文を作成するにあたり必要となる多様な専門知識を少人数での指導の下で修得できる態勢が整備されている。</p>	<p>法律実務実践研究は弁護士が担当し、学者教員では提供できない実務に特化した授業が展開され、毎年、一定数の院生が受講している。</p>	<p>(1) 「法律実務実践研究」の開講数が少ない。現在、開講されている科目は弁護士が担当する科目のみとなっており、他の法律専門職に従事する教員による科目が開講されていない。 (2) 法科大学院との連携による科目の相互履修が十分とはいえない。 (3) 担当教員が准教授や兼任講師であることから、演習が開講できず学生募集ができない科目がある。</p>	<p>法律実務実践研究の開講数を増やすために弁護士、司法書士、税理士、企業法務担当者などに授業担当を依頼する。</p>	<p>「外国法文献研究」と「法律実務実践研究」の展開コマ数を拡大するために専任准教授や兼任講師の活用を試みる。「法律実務実践研究」では、司法書士、税理士、企業法務担当者などが担当する科目や、複数の実務家がリレー方式で担当する科目が開講可能かを検討する。また、担当教員が准教授である科目についてもできる限り演習が担当できるように資格審査を促進する。</p>	<p>法科大学院と連携し、法学研究科の大学院生が法科大学院の開講科目を、法科大学院の大学院生が法学研究科の開講科目を相互に受講できるようなシステムの構築を検討する。</p>	
特色ある教育プログラムの内容とその効果(当該研究科等固有のプログラムやGP採択事業など)							
<p>b ●特色、長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】</p>	<p>法学研究科の特色ある教育プログラムとしては、大学院学内GPにおいて、他大学大学院との研究交流プログラムを2010年度より同志社大学を中心とした関西の大学と実施している。参加大学院生による研究報告と率直な意見交換を通して、個々の大学院生が自己の研究レベルを自覚するとともに、東西における問題意識や研究方法の違いを認識することによって、相互の研究のレベルアップが大いに期待されるものである。2014年度においては、2014年12月12日～12月13日に実施し、本学からは教員4名、大学院学生6名、計10名が参加した【4(2)-12-5】。なお、同GPについては、2015年度も申請が採択されたため、2015年12月頃に実施する予定である。</p>	<p>大学院学内GPについては、継続的に開催していることにより、関係大学とのネットワークが構築され、教員だけでなく大学院生同士でも研究交流活動ができています。様々な研究分野の大学院生が参加していることで、学際的な研究が実現されている。成果として、報告をした大学院生が執筆した論文集形式の報告書を刊行している。</p>		<p>大学院学内GPに毎年申請を行い、今後も継続的に他大学との交流を実施する。研究交流を行う参加大学を増加できるように、教員同士で検討を進める。 2016年度以降においても、継続的な実施を確実なものとするため計画立案予算要求を行っていく。</p>			<p>4(2)-12-5 大学院学内GP「他大学院生との研究交流プログラム」実施報告書</p>

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

研究科間等における国際的な教育交流の内容とその効果 (研究科間協定, 短期海外交流など)							
<p>c ●特色, 長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】</p>	<p>研究科間の独自の国際的な交流としては, 2011年度に「韓国刑事政策研究院」との間で協定を結び【4(2)-12-6】, 2011年3月に本学において講演会を開催し, 2012年度には教員2名, 2013年度には教員2名, 大学院生2名が渡韓し, また, 2014年度には韓国刑事政策研究院の研究院4名が来日し, 研究交流を行った【4(2)-12-7】。さらに, 2013年度には法学研究科の執行部4名が国立台湾大学を訪問し, 学術交流と学生交流のための協議を行い, その成果として, 2014年度中には国立台湾大学法律学院との間で学術交流に関する覚書を締結し, 年度内に大学院生間の学術交流を実施した。また, 2014年度に法学部ならびに法科大学院と共同で, 2012年度に大学院生1名が参加した交流プロジェクトを実施している「南京師範大学法学院」との学術交流協定を締結し【4(2)-12-8】, 2015年度以降に学術交流を行う予定である。</p>	<p>国際的な学術交流の進展を図る取り組みとして, 学術交流協定を締結した台湾大学法律学院において, 2015年3月に第一回共同シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは両大学所属院生各3名による民事法に関する報告を受けて活発な質疑応答が交わされ, 大変有意義な交流が実現できた。また, 同年同月に, 韓国国立刑事政策研究機構の研究員5名が本学に来校し, 刑事法分野の講演会が開かれ, 学術交流が実施できた。</p>	<p>予算との関係で, 本学で毎年度継続して講演を行うことができない。また, 英語で行う授業が開講されていないので, 日本語の読解力や会話力が十分ではない留学生の受入態勢が整っていない。</p>	<p>2014年度に国立台湾大学と大学院生間の学術交流を実施したことを踏まえ, 今後も院生の研究交流会を毎年行うとともに, 大学院生相互の留学も促進する。</p> <p>また, 2014年度に法学部・法科大学院とともに南京師範大学法学院との間で協定を締結しており, これをもとに, 2016年度からは学術交流を実現するように努める。</p>	<p>2016年度は, 予算要求を行い, 外国人講師による講演を継続的に実施できるように, 既存の協定をもとに実績を増やしていく。</p>	<p>2017年度以降は, 英語コースを新設して, 留学生を積極的に受け入れる体制を整備する。</p> <p>また, 海外からの留学生をさらに増加させ学生数の確保を図ると共に, 大学院の国際化・国際貢献に資するために, LL.M・プログラムの導入を図ることとし, そのために必要な調査や具体的な体制づくりを行う。</p>	<p>4(2)-12-6 AGREEMENT of COOPERATION between Graduate School of Law, Meiji University, Japan and Korean Institute of Criminology, Republic of Korea 4(2)-12-7 AGREEMENT of COOPERATION between Graduate School of Law, Meiji University, Japan and Korean Institute of Criminology, Republic of Korea 《既出1-12-10》 4(2)-12-8 明治大学法科大学院・大学院法学研究科・法学部と南京師範大学法学院との学術交流協定の締結について</p>

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	
(1)教育方法及び学習方法は適切か						
教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業形態(講義科目、演習科目、実験実習科目、校外学習科目等)との整合性						
a ◎当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること 【約800字】	本研究科の授業は、大学院学則第22条の2のとおり、講義または演習のいずれかにより行われている【4(3)-12-1】。 <博士前期課程> 博士前期課程の講義科目においては、教員が専門分野に関する講義を行う形態をとるが、受講学生が少人数の場合が大半であり、多くの講義において演習のように発表や発言をする機会が与えられる双方向性の授業が実現されている。講義科目のうち、「外国法文献研究」は、法学の多様な分野における外国文献の講読を目的としていることから、春学期と秋学期で担当者を分けている。(ただし、2015年度開講分については、英語とドイツ語においては通年で担当者が同一。)博士前期課程の演習科目においては、大学院生が主体となり特定の問題についての発表と発言(質疑応答)に教員が加わる双方向性の授業を実現している。 <博士後期課程> 博士後期課程の講義科目においては、教員が専門分野に関する講義を行う形態をとるが、受講学生が少人数の場合が大半であり、多くの講義において演習のように発表や発言をする機会が与えられる高度な双方向性の授業が実現されている。	博士前期課程ならびに博士後期課程のいずれにおいても、大半の講義科目において少人数の双方向かつ密度の高い授業が実現されている。		博士前期課程の講義科目における少人数教育の実現をさらに推進するために、准教授による講義科目の担当を積極的に進める。		4(3)-12-1 明治大学大学院学則第22条の2
b ●教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法を取っているか。 【約400字】	<博士前期課程> 開設科目は基本的に公法学専攻と民事法学専攻のいずれかに属し、両専攻の共通科目として「外国法文献研究」「法律実務実践研究」「特定課題研究」がある。「外国法文献研究」は、修士論文の作成や博士後期課程進学後の研究に必要な外国法文献読解能力を養成することを目的とした科目であり、担当者が専攻する特定の専門分野に偏ることなく公法、私法、基礎法といった多様な分野に関する文献を対象としている。受講者は様々な専攻分野の大学院生であり、担当箇所を割り振り、和訳の報告をさせて、全員で議論する方式をとっている。「法律実務実践研究」は、弁護士をはじめとする法律実務家が担当する科目であり、実務における「生きた法」を大学院生に教授することを目的としている。実務において法律がどのように運用されているかを理解するために、事例式の演習問題を解くだけでなく、実際に書式の作成や法律相談の補助をするなどして、実践的な体験学習が行われており、法律実務の現状を知覚機会が大学院生に提供されている。「特定課題研究」は、予め設定された特定課題について教員と大学院生がともに調査や資料収集を行い、分析を試みるスタイルのプロジェクト講義である。学外での資料収集、アンケート調査、研究会での報告なども行われている。 <博士後期課程> 講義では、博士論文の指導、あるいは、論文で使用するような難解な内容の外国法文献の講読などが行われている。	「特定課題研究」は、資料や情報の収集ならびに分析において複数人による共同作業を要する研究テーマを設定し、教員と大学院生が相互に協力し合うことにより研究成果をあげるものであり、RA制度と結びつけることにより、大学院生の主体的な研究を促進している。	「外国法文献研究」の担当者は、自身の専攻科目の講義科目も平均8コマ開講しており、特定の教員が継続して担当することにより授業負担の増大を招いている。 2014年からスタートした高度職業人養成コースに所属する大学院生は法律実務に関係する職に就くことを希望しているが、多様なニーズに対応するため、「法律実務実践研究」の担当者を、司法書士、税理士、企業法務担当者にも拡大するなどの対応策を講じる必要がある。	「特定課題研究」では大学院生が自身の研究テーマ以外の共同研究に携わることができ、貴重な機会を提供できることから、RAのより一層の充実とともに、RA担当者以外の一般学生にも参加を促す。	「外国法文献研究」について准教授や兼任講師による科目担当、あるいは、複数の教員により担当を年度毎に交替するなど、特定の教員に負担が偏らないようにするための対策を講じる。	客員教員採用の条件を満たして、これを採用し、特色ある教育研究を展開する。
学習指導・履修指導(個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等)の工夫						
●履修指導(ガイダンス等)や学習指導(オフィスアワーなど)の工夫について、また学習状況の実態調査の実施や学習ポートフォリオの活用等による学習実態の把握について工夫しているか。 【約200字~400字】	履修指導について、新入生及び在生に対して、4月に履修方法等についてのガイダンスを行っている。また、同ガイダンスでは、履修手続きに際してのポイントに記載したレジュメを配布している。すべての大学院生について指導教員のみならず副指導教員が選任されており、指導教員と副指導教員による複数指導体制がとられている。博士前期課程では、副指導教員の講義や演習を受講することにより、副指導教員による指導を行う機会が確保されている。博士後期課程では、博士論文提出前に公開の場で論文の中間報告会を行うことが義務付けられており、中間公開報告会では他の教員や大学院生によるチェック機能を果たしている。	博士前期課程と博士後期課程のいずれにおいても年度初めにおける履修計画書の作成に際して指導教員による指導が行われており、体系的な履修が実現されている。	履修計画書を提出してから副指導教員が選任されるので、履修計画を作成する段階で、副指導教員による指導を受けられない。	大学院生が内容を十分に理解した上で、体系的な履修計画を策定できるよう、ガイダンスの充実及び履修計画作成における指導教員による指導を強化する。	主として研究者養成を念頭に置いている従来型の指導教員と副指導教員による複数指導体制が、2014年度からスタートした高度職業人養成コースの大学院生に対しても機能するかを検証したうえで、コースの特性に適合した複数指導体制の実現を目指す。	2017年度以降は、副指導教員を含めて履修計画(研究計画)を策定できるような体制を整える。

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

(修士・博士課程)研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導							
c	<p>◎研究指導計画に基づく研究指導, 学位論文作成指導を行っていること(修士・博士)。 【400字】</p>	<p><博士前期課程> 研究指導計画に基づく研究指導については、「修士学位取得のためのガイドライン」が大学院生と教員に周知されており、論文作成にあたり指針としての役割を果たしている【4(3)-12-2】。また、1年次に履修計画書を指導教員と相談のうえ作成し、研究指導計画を立てている。履修計画書は、初年度において、指導教員の指導の下に提出されており、指導を受けた証として、指導教員の承認印が必要とされている。新入生及び在学学生に対して、4月に履修方法等についてのガイダンスを行っている。また、同ガイダンスでは、履修手続きに際してのポイントに記載したレジュメを配付している。指導教員のみならず副指導教員が選任されており、指導教員と副指導教員による複数指導体制がとられている。博士前期課程では、副指導教員の講義や演習を受講することにより、副指導教員による指導を行う機会が確保されている。</p> <p><博士後期課程> 研究指導計画に基づく研究指導については、「博士学位取得のためのガイドライン」が大学院生と教員に周知されており、論文作成にあたり指針としての役割を果たしている【4(3)-12-3】。1年次に履修計画書を指導教員と相談のうえ作成し、研究指導計画を立てている。履修計画書は、初年度において、指導教員の指導の下に提出されており、指導を受けた証として、指導教員の承認印が必要とされている。履修計画書(論文作成計画書)をもとに、指導教員と副指導教員による博士論文作成に向けた指導が計画的に行われている。博士学位請求の要件において、原則として法学研究論集(年2回発行)に4編以上の論文を掲載することが必要とされているので、論集に掲載する論文の作成指導も行われている。2年次の3月までに学位請求論文草稿を作成し、3年次の6月末日までに公開の中間公開報告会を行っており、報告会では学内外の教員や実務家等の参加を得て質疑応答がなされ、博士学位請求論文の質の向上に結び付いている。そして、同報告会での意見や指摘された問題点を踏まえ、論文を書き上げ、9月末までに学位請求論文を提出する。</p>	<p>従来と同様, 2014年度においても「修士学位取得のためのガイドライン」及び「博士学位取得のためのガイドライン」の内容を大学院生と教員に周知徹底させた結果, 専門科目以外の科目の履修と論文作成が計画的に行われるようになり, 学位取得に向けた指導が効果的に遂行され, 修士論文と博士論文の質の向上に寄与している。</p>	<p>主として研究者養成コースを前提とした現行の複数指導体制と「修士学位取得のためのガイドライン」が高度職業人コースの大学院生の指導に適しているか検証を要する。また, 2014年度は数年ぶりに課程博士号取得者が0名であったことから, 「博士学位取得のためのガイドライン」に問題がなかったかを検討する。</p>	<p>指導教員と副指導教員による複数指導体制は効果をあげており, 今後もより一層の充実を図る。</p>	<p>2014年度からスタートした高度職業人養成コースの大学院生について, 主として研究者養成を念頭に置いている従来型の指導教員と副指導教員による複数指導体制が, 新コースの大学院生に対しても機能するかを検証し, 問題点があればそれを改善した上で, コースの特性に適合した複数指導体制の実現を目指す。</p> <p>また, 「修士学位取得のためのガイドライン」及び「博士学位取得のためのガイドライン」は現に学位取得に向けた指導に役立っているが, これをより実践的な指針とするために見直しを検討する。</p>	<p>高度職業人養成コースの運用状況ならびに課程博士号の取得実績などを分析することにより, 「修士学位取得のためのガイドライン」及び「博士学位取得のためのガイドライン」の改訂が必要かを検討し, 必要であれば改定を行う。</p> <p>4(3)-12-2 明治大学大学院法学研究科修士学位取得のためのガイドライン 4(3)-12-3 明治大学大学院法学研究科博士学位取得のためのガイドライン</p>
(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか							
a	<p>◎授業の目的, 到達目標, 授業内容・方法, 1年間の授業計画, 成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを, 統一した書式を用いて作成し, かつ, 学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること 【約300字】</p>	<p>博士前期課程のみならず博士後期課程のシラバスにおいても, 半期15回・通年30回分の授業内容が記されており, かつ, 成績評価方法も記載されている。</p>		<p>演習科目のみならず講義科目においても少人数による双方向型教育が実現されているが, その反面として, 大学院生の報告や質疑応答次第でシラバスの計画通りに授業が進まない事態が生じている。</p>		<p>前年度においてシラバス通りに進行できなかった箇所を検証し, 次年度のシラバスにおいて改善するように教員に促す。</p>	<p>大学院特有の少人数双方向型授業に適したシラバスの記載方法を考案する。</p>
b	<p>●シラバスと授業方法・内容は整合しているか(整合性, シラバスの到達目標の達成度の調査, 学習実態の把握)。 【約400字】</p>	<p>シラバスの内容と授業との整合性について, 毎年度, 修了予定者を対象にアンケートを実施しており, アンケート結果を見る限りでは, シラバスの内容と実際の授業との齟齬に関する意見・要望がないことから, シラバスの内容に沿った授業が行われているものと推測できる。</p>	<p>修了時のアンケート結果からも判明しているとおり, シラバスと実際の授業との整合性が図られ, 満足度を高い水準で保つことができている。</p>		<p>大学院生の意見を適切に把握し, 教育改善に結びつけるために今後も引き続き, 修了時のアンケートをより詳細なものにするとともに, 実施を継続し, 結果を授業内容に反映させていく。また, アンケート結果を, シラバスの内容に反映させる制度構築について検討する。</p>		

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

c	<p>●単位制の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、また、シラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的にかつ適切に検証を行い、改善につなげているか。 【約400字】</p>	<p>シラバス編集の責任主体は「研究科執行部」であり、修了予定者を対象に毎年度実施している修了時のアンケートなどの結果を踏まえて内容の検証を行っている。シラバスに記載されている各回の内容は、大学院生が予習するのに適した具体的なものであることを要するので、各教員に対して具体的な記載を要請しており、不十分な記載があった場合は、研究科執行部より各教員に連絡をし、再作成を求めている。なお、各教員には統一書式での執筆依頼を行っている【4(3)-12-5】。</p>	<p>シラバスの内容は、大学院生が予習をするために十分な明確性を確保している。また、計画的な学習をするのに適した無理のない構成になっている。</p>		<p>研究執行部によるチェックで、シラバスの内容がより明確かつ詳細なものになるように努める。また、カリキュラム・FD等検討委員会あるいは他の新設機関などにシラバスの内容をチェックする機能を担わせることが可能かを検討する。</p>			<p>4(3)-12-4 2015年度「大学院シラバス」の作成について</p>	
<p>(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか</p>									
a	<p>◎授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。 (成績基準の明示、授業外に必要な学習内容の明示、ミニマム基準の設定等、(研究科)修士・博士学位請求論文の審査体制) 【約400字】</p>	<p>成績評価は、指導教員の裁量に委ねられているが、副指導教員の補佐によって公正さが担保されている。修士学位請求論文の評価については、主査1名、副査2名以上の計3名以上により厳格に審査を行い、既定の合格点に達した者を合格とし、審査結果を研究科委員会において報告し、学位授与を決定している【4(3)-12-5 審議事項5】。博士学位請求論文については、明治大学学位規程第8条【4(3)-12-6】に基づき、受理審査委員会で論文の受理について検討後、主査1名、副査2名以上の計3名以上による厳格な審査を経た後、審査結果を研究科委員会において報告し、投票により可否が決定されている。</p>	<p>授業内容及び大学院設置基準に則した授業時間数に従って、単位を設定している。修士学位請求論文と博士学位請求論文の審査についても「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」に基づき適切に行われている。</p>		<p>厳格に成績評価を行うことで、公正さを担保する。</p>			<p>4(3)-12-5 2014年度第9回法学研究科委員会議事録(2015年1月31日)審議事項5 4(3)-12-6 明治大学学位規程第8条</p>	
b	<p>◎既修得単位の認定を大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。 【約100字】</p>	<p>他大学研究科(海外の大学を含む。)における既修得単位の認定を行う際には、授業内容・授業時間・単位数等について認定希望科目の担当教員を中心に研究科委員会で確認し、認定の可否を厳格に審議しており、適切に単位認定を行っている【4(3)-12-7】。</p>						<p>4(3)-12-7 法学研究科内規「単位認定について」</p>	
<p>(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善(授業に関わるFD活動)に結びつけているか</p>									
a	<p>◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。 【約800字】</p>	<p>法学研究科の授業は、少人数で行うものがほとんどであり、大学院生からの要望については常時授業時において確認を行っている。アンケートの実施については、2009年度から修了時のアンケートを実施しており、アンケートの内容を反映した授業改善に努めている【4(3)-12-8】。また、年に数回、院生協議会の代表と協議の機会を設け(2014年度は2015年1月15日に実施)、教育・研究環境の向上について、協議している【4(3)-12-9】【4(3)-12-10】。 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究の機会の一環として、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組みの中で指導方法について研究科委員会開催日などに教員間の意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証するようにしている。</p>	<p>修了時のアンケートならびに教員間相互の意見交換により授業内容の改善が図られている。</p>		<p>修了時のアンケートの内容をより向上させるとともに、教員相互の意見交換について執行部が情報提供を受けられる体制を整備する。</p>			<p>4(3)-12-8 「法学研究科に関するアンケート」回答結果 4(3)-12-9 法学研究科院生協議会から法学研究科執行部への要望一覧 4(3)-12-10 2014年度法研執行部と院生協議会との打ち合わせに伴う活動報告</p>	
b	<p>●教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【約400字】</p>	<p>教育内容・方法等の改善の責任体制・プロセスについて、本研究科では常設委員会としてカリキュラム・FD等検討委員会を設置しており、カリキュラムに関する様々な事項に関して協議がなされている。この委員会は執行部と5~6名の委員によって構成され、毎年度の科目担当者や開講科目の決定、シラバスの検証、カリキュラムの問題点の検討などを行い、授業内容やカリキュラムの改善に努めている。本委員会での協議の結果、2011年度から「外国法文献研究」が開講され、また、2014年度から高度職業人養成コースが新設されるなど、同委員会は一定の成果を上げている。</p>	<p>毎年度の科目担当者と開講科目の決定について、カリキュラム・FD等検討委員会が有効に機能している。また、同委員会での協議を踏まえ、高度職業人養成コースが2014年に新設されている。</p>	<p>委員会全体でのFDだけでなく、研究分野ごとのFDや修士論文・博士論文作成のための指導体制を構築しなければならない。 教育目標を異にする研究者養成コースと高度職業人養成コースにおいて各コース毎の具体的な指導方法については指導教員に一任しており、統一化が図られていない。</p>	<p>引き続き、カリキュラム・FD等検討委員会によるカリキュラムの検証と見直しを行う。2014年度からスタートした高度職業人養成コースの特徴を踏まえた授業科目の設置について検討する。</p>	<p>カリキュラム・FD等検討委員会では個々の開講科目における授業内容や指導方法について検討対象とされていないが、授業内容の改善に向けて同委員会が果たす役割ならびに別委員会設置の必要性について検討する。</p>	<p>カリキュラム・FD等検討委員会の権限と職務の範囲を検証し、必要に応じて、改善が必要な問題の解決に目的を特化した別の委員会を設置して、より効率的かつ具体的な授業内容の改善を図る。また、コース別の指導に関するガイドラインの作成について検討する。</p>		

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (4) 成果

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか							
a ●課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。 【なし～400字程度】	修士論文・博士論文の内容によって学習成果を客観的に評価している。学習成果を測定するための指標は設定していないが、「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」ではそれぞれ修士学位と博士学位に求められる要件を定めており、学位論文は当該要件を満たすものであることが求められている。						
b ◎教育目標と学位請求論文内容の整合性 ◎学位授与率、修業年限内卒業率の状況。 ◎卒業生の進路実績と教育目標(人材像)の整合性。 ◎学習成果の「見える化」(アンケート、ポートフォリオ等)の試み。 【約800字】	「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」において修士学位と博士学位に求められる要件を示し、研究成果の内容についての評価指標としている。課程別の学習成果の把握は以下のとおりである。 ＜博士前期課程＞ 2014年度は、博士前期課程において修士学位を取得した者は26名(公法学18名、民事法学8名)であった。2013年度の実績が21名(公法学14名、民事法学7名)、2012年度の実績が29名(公法学17名、民事法学12名)であったことと比較するとほぼ横ばいとなっており、複数年単位で見ると平均的な実績であったといえる。なお、2014年度の修了予定者に対する学位授与率は87.5%となっている【4(4)-12-6 表31】。 なお、2014年度に法学研究科博士前期課程を修了した26名のうち、12名(46.2%)が就職し、7名(26.9%)が進学している。 ＜博士後期課程＞ 大学院紀要である「法学研究論集」に論文を掲載しており、2014年度は計30本の論文を掲載し【4(4)-12-1】、2015年度春学期においても本掲載予定である。また、2014年度に博士学位(課程)を取得した者は0名であり、2013年度は2名(公法学1名、民事法学1名)、2012年度は1名(公法学1名)であったことから、複数年にわたり極めて少数に留まっており、改善が必要である【4(4)-12-6 表31】。その一方で、2014年度の退学者のうち2名は研究職に就職が決定したための退学であり、今後、博士学位取得が期待できる。	博士前期課程については、2014年度の修士学位取得者が26名であり、「修士学位取得のためのガイドライン」に依拠した指導教員と副指導教員による複数指導体制の成果の表れといえる。また、入学者数と対比すると、8割以上の大学院生が標準年限内に修士を取得している。さらに、博士後期課程においては、助手に採用された大学院生ならびに助手を目指す大学院生による「大学院紀要」への投稿が積極的になるなどの効果が見られ、2014年度は2014年9月発行の大学院研究論集に13名、2015年2月発行の大学院研究論集には17名が掲載され、他研究科と比較しても、高水準を保っている。	博士(法学)学位の授与数が低調であることを踏まえて、学位授与支援体制のさらなる整備充実を図る必要がある。博士後期課程において、助手に採用されたにもかかわらず、その後に課程博士を取得していない大学院生が見られるが、助手制度は博士学位取得を主たる目的としていることから、改善が必要である。また、就職支援制度の充実を図ることも必要となる。	2014年度からスタートした高度職業人養成コースの大学院生についても2年間で修士学位を取得することを目指して指導にあたる。また、博士後期課程においては、助手に採用された大学院生のみならず、採用に至らなかった大学院生にも、指導教員を中心に研究指導を行い、大学院紀要への投稿を呼びかけ、博士後期課程在籍者のうち7割以上が投稿することを目指す。	(1)博士学位請求論文提出の要件である大学院紀要への4編以上の論文提出の際に、大学院生の達成度を測定する。 (2)課程博士の取得を促進するために「博士学位取得のためのガイドライン」を作成し、指導教員と副指導教員による複数指導体制を導入したにもかかわらず、課程博士取得者が少数に止まっていることから、「FD・カリキュラム等検討委員会」において、その原因を解明し対策を講じる。 (3)助手採用された博士後期課程の大学院生については、学内紀要だけでなく学外の機関誌などにも積極的に投稿するように指導し、博士学位取得につなげる。 (4)博士学位を取得した修了生から、現役院生に対する実務的なアドバイスを講演形式で実施し、論文作成の動機づけとする。また、その内容を冊子化し、情報を蓄積し、博士学位取得までのプロセスを広く周知させる。	課程博士の取得を促進するとともに、課程博士取得者が大学等の研究機関に就職できるようにするための支援体制の整備について検討を進める。特に2016年度以降については、助手の規定を検討し、学外の機関誌などに最低1本以上投稿する義務を設けるなど、より厳しい基準に改定できるように、法学部と連携を取りながら、検討委員会を開催する。	4(4)-12-1 法学研究論集第41号・第42号 4(4)-12-6 明治大学データ集表31
c ●学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)を実施しているか 【約400字～600字】	学生の自己評価について、博士前期課程・博士後期課程ともに、毎年行っている「修了時アンケート」の結果や「院生協議会アンケート結果」をもとに意見聴取を行っており、その結果を「カリキュラム・FD等検討委員会」や「研究科委員会」において把握している【4(4)-12-2 報告事項10】。アンケート結果を見る限り、授業内容について格別問題はないものと思われる。以上のとおり学生の学習成果を測定するための評価指標に配慮し、適切に成果を測るよう努めている。					4(4)-12-2 2014年度第9回法学研究科委員会議事録(2015年1月31日)報告事項10	

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第4章 教育内容・方法・成果 (4) 成果

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(2)学位授与(卒業・修了判定)は適切に行われているか							
a ◎卒業・修了の要件を明確にし、履修要項等によってあらかじめ学生に明示していること。 ◎学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示すること。 【約200字】	課程別に「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」【4(4)-12-3】【4(4)-12-4】を定め、修了要件、学位請求までのプロセス、論文に求められる要件(「論文審査基準」)、学位審査の概要(審査・合否判定プロセス)等を明示しており、履修の手引きやホームページにおいて大学院生に対して周知を図っている。		博士前期課程法学研究者養成コースの「学位論文」の字数は40,000字以上、同課程高度職業人養成コースの「特定の課題についての研究の成果(リサーチ・ペーパー)」の字数は24,000字以上と定められているが、それ以外の条件については明示されていない。このため、両コースの修了要件の違いが不明確になってしまっている。		法学研究科カリキュラム・FD等検討委員会において検討し、法学研究者養成コースと高度職業人養成コースの修了要件の違いを明確にする。その後、研究科委員会で諮り、承認を得ることにより、修士学位取得のためのガイドラインを改定する。	改定された修士学位取得のためのガイドラインを、研究科説明会、ホームページ、入試募集要項等、数多くの機会・媒体でアナウンスし、法学研究科を修了するための各コースの要件を学外の人でも容易に知ることが出来る環境をつくる。	4(4)-12-3 明治大学大学院法学研究科修士学位取得のためのガイドライン《既出4(3)-12-2》 4(4)-12-4 明治大学大学院法学研究科博士学位取得のためのガイドライン《既出4(3)-12-3》
b ●学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。 【約600字】	<p><博士前期課程> 修士学位請求論文については、主査1名と副査2名以上、計3名以上が論文を審査し、審査結果を「法学研究科委員会」で報告し、学位授与を決定している【4(4)-12-2 議題5】。修士論文に求められる要件「論文審査基準」として、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を示すと認められるものであることが要求されている。</p> <p><博士後期課程> 博士学位請求論文については、「受理および審査に関する内規」【4(4)-12-5】に基づき、受理審査手続を経て、本審査に入り、学位請求者による公開報告がなされた後に、本審査が行われている。本審査では、主査1名と副査2名以上で論文を審査し、「法学研究科委員会」に審査結果を報告する。この審査報告に基づき、学位授与が「法学研究科委員会」での投票によって決定される。博士論文に求められる要件「論文審査基準」として、論文の独創性等の7点を挙げ、厳正な審査に基づき学位が授与されている。</p>					4(4)-12-2 2014年度第9回法学研究科委員会議事録(2015年1月31日)議題5《既出4(3)-12-5》 4(4)-12-5 法学研究科内規「博士学位請求論文の受理および審査についての法学研究科内規」	

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の 達成状況を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、 必ず記述してください					Alt+Enterで箇条書きに	
(1)学生の受け入れ方針を明示しているか(「AP」の全文記述は不要です)							
求める学生像の明示及び当該課程に入学するに当たり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示及び社会への公表							
a ◎理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。 ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。 【約400字】	大学院全体のガイダンスや進学相談会に加え、年2～3回程度法学研究科独自の進学説明会を開催し【5-12-1】、法学研究科への進学を目指す学生に研究科の理念・目的を周知している。さらに、法学部と連携して、1年次生の履修説明ガイダンス及び2年次生に対するコース選択ガイダンスなど、学部時代において複数回、法学研究科の理念・目的や入試制度、進路実績などを具体的に解説し、理解を深める活動も行っている。 入学者の受入方針は次のとおり定め、ホームページ【5-12-2】、大学院便覧【5-12-3 11頁】、履修の手引き【5-12-4 5頁】、大学院ガイドブック【5-12-5 21頁】及び大学院学生募集要項【5-12-6 2～4頁】に掲載し、社会に幅広く公表している。 <博士前期課程> 入学者の受入方針において、求める学生像として、①自らの研究テーマを探究し自立した法学研究者を目指す者、②法学領域の専門性を要する職業等に必要能力の修得を目指す者、の2点を定めている。また、入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準として、①周辺社会科学についての基礎的な関心、②研究分野に関する文献リサーチ能力、③大学院での研究に関する明確な目標と計画、の3点を定めている。 <博士後期課程> 入学者の受入方針において、求める学生像として、①法学に関する専門分野において自立した研究者を目指す者、②大学等の高等教育機関において教育研究活動を目指す者、の2点を定めている。また、入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準として、①比較法研究に必要な諸能力、②立法論的考察をなしうる能力、③我が国の法体系についての基礎的知識、の3点を定めている。		本学学生であれば、指導を希望する教員の研究領域、研究テーマ名に関する情報を容易に入手できるが、他大学の学生および外国人留学生、社会人の志願者を増加させるためにも、各教員の論文などの研究内容・実績に関するデータ情報をより詳細に公表する必要がある。しかしながら、公表率は高くない。		2015年度・2016年度は、大学院科目担当教員全員による研究データベースの公表を徹底するとともに、当該データベースの更新率を把握する。	2016年度以降は、データベースの英語版の作成、さまざまな媒体での各教員の研究内容の紹介のあり方について検討する。	5-12-1 明治大学大学院法学研究科説明会ポスター《既出4(1)-12-10》 5-12-2 法学研究科ホームページ[法学研究科入学者の受入方針(アドミッション・ポリシー)] http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_ap.html 5-12-3 2015年度明治大学大学院便覧11頁 5-12-4 2015年度明治大学大学院履修の手引き 法学研究科5頁 5-12-5 2016年度明治大学大学院ガイドブック21頁《既出4(1)-12-8》 5-12-6 法学研究科2015年度大学院学生募集要項2～4頁《既出4(1)-12-9》
障がいのある学生の受け入れ方針と対応							
b ●該当する事項があれば説明する。 【約200字】	障がいのある志願者に対しても広く門戸を開き、公平性・公正性を害さない範囲で入試実施方法について変更を加えると共に、博士前期課程においては、修学支援のためのサポート体制を構築している。						

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第5章 学生の受け入れ

(2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか								
a	●学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性が取れているか。(公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか、必要な規定、組織、責任体制等の整備しているか)【約400字】	<p>博士前期課程及び博士後期課程の両課程において、年2回(9月、2月)入学試験を実施しており、他大学・大学院の志願者に対しても、門戸を広く開放している。大学院学生募集要項に規定している出願資格を有している者であれば、出願・受験が可能であり、政府派遣留学生も積極的に受け入れを行っている【5-12-9 表38】。また入学試験実施にあたっては、研究科が定めた内規により厳正に学力審査等を行っており、本学出身者を優遇している等の状況はなく、受入方針にも基づいて公正・公平に合否判定を行っている。</p> <p><博士前期課程> 入学者の受入方針に基づき、「学内選考入試」と「一般入試」「外国人留学生入試」「社会人特別入試」「3年早期卒業予定者入試」という5種類の入試を実施し、多様な受験生に対応した適切な入学試験制度が設けられている。</p> <p>2014年度に実施した2015年度入試の入試種類別志願者数は、公法学専攻が「学内選考入試12名、一般入試9名、外国人留学生入試6名、社会人特別入試3名、3年早期卒業予定者入試0名」であり、民事法学専攻は「学内選考入試4名、一般入試4名、外国人留学生入試7名、社会人特別入試0名、3年早期卒業予定者入試0名」であった。</p> <p>各入学試験制度においては、法学領域の基礎知識を確認するための専門科目や自らの研究テーマや学習意欲などを確認するための小論文といった筆記試験と、大学院での研究に関する明確な目標と計画を持っているか否かを判断するための面接試験を行い、法学研究科委員会において、内規に定めた基準にしたがって、公正に合否判定を行っている。</p> <p><博士後期課程> 入学者の受入方針に基づき、「一般入試(法科大学院からの出願含む。)」と「外国人留学生入試」という2種類の試験を実施しており、法科大学院修了者の博士後期課程への受入れについても具体的な入試方法を作成し、2006年度入試から実施している。</p> <p>2014年度に実施した2015年度入試の入試種類別志願者数は、公法学専攻が「一般入試7名、外国人留学生入試0名」、民事法学専攻は「一般入試7名、外国人留学生入試0名」であった。</p> <p>各入学試験制度においては、比較法研究に必要な諸能力や我が国の法体系についての基礎的知識を確認するために、外国語2科目又は外国語1科目及び専門科目といった筆記試験と面接試験を行い、法学研究科委員会において、内規に定めた基準にしたがって、公正に合否判定を行っている。</p>					<p>外国人留学生入試の受験者が、中華人民共和国・大韓民国などの東アジア圏に偏っている。法学研究・教育におけるグローバル化を促進するためには、特に欧米諸国からの留学生が積極的に受験できるような環境を整備する必要がある。</p> <p>2015年度・2016年度は、英語による研究科紹介、各教員の研究内容などを公開するサイトを設置するなどの、東アジア圏以外の留学生にむけた広報活動を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>2016年度以降は、法学研究科が日本語能力を重視する入試および授業体制であることが問題として指摘されることから、入試科目及び方法、英語による授業の設置などを可能にする環境整備を行う。</p>	5-12-9 明治大学データ集表38

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第5章 学生の受け入れ

(3)適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか								
収容定員に対する在籍学生数比率の適切性								
a	◎部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。(修士・博士・専門職学位課程)【約200字】	<p><博士前期課程> 収容定員80名に対し、2015年度(2015年5月1日現在)の在籍学生数は58名である、収容定員に対する在籍学生数比率は0.73であり、適切であると言える【5-12-8 表36】。専攻別にみると、公法学専攻は収容定員が40名に対し、在籍学生数は36名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.90である。民事法学専攻は収容定員が40名に対し、在籍学生数は22名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.55である。</p> <p><博士後期課程> 収容定員36名に対し、2015年度(2015年5月1日現在)の在籍学生数は32名である。収容定員に対する在籍学生数比率は0.89であり、適切であると言える【5-12-8 表36】。専攻別にみると、公法学専攻は収容定員が18名に対し、在籍学生数は19名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.06である。民事法学専攻は収容定員が18名に対し、在籍学生数は13名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.72である。</p>		特に博士前期課程において、公法学専攻と比較して、民事法専攻の収容定員に対する在籍学生比率が著しく低くなっている。		2015年度・2016年度は、民事法専攻への入学者を増加させるための方策について分析を行う。	2016年度以降は、公法・民事法両専攻において在籍学生比率を可能な限り1.0に接近させるべく、本学学部学生にとどまらず、他大学の学生、社会人に対する効率的な広報活動のあり方について検討を行う。また多種多様な学生・社会人が受験できるように入試方法のあり方に関する検討を行う。特に社会で様々な活動を行ってきた者がさらに学術的な観点から深く研究したいというニーズが高まっていることから、このような社会経験豊富な人物に関する入試方法を特に検討する。	5-12-8 明治大学データ集表36
収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応								
b	◎現状と対応状況【約200字】	<p>法科大学院の設置以降、法学研究科の志願者・入学者数の減少が続いていたため、2005年度(2006年度入試)から一般入試等を複数回実施することにした。その後、学内選考試験の実施を年1回から年2回に増やした。2014年度入試において博士前期課程の入学定員を50名から40名に変更した。これらの施策により、2015年度現在の在籍学生数比率は適切なものとなっている。</p> <p>なお、以上の取り組みと同時に、学部学生への積極的な広報を行っている。通常の入試説明会の他、法学研究科では法学部1～3年生を対象とした大学院模擬授業「チャレンジ法学研究科」を実施し、研究科の魅力をアピールしている。早期から大学院進学を意識させることにより、進学希望者を増やすだけでなく、3年早期卒業や学内選考入学試験などを受験する優秀な学生の確保を目指している。</p>		これまで学部学生を対象とした博士前期課程入学のための説明会が開催されてきたが、法科大学院、他大学大学院修了者、(本研究科を含む)大学院博士前期課程を修了し、社会人となった者を対象とする博士後期課程入学希望者を対象とした情報提供の機会が少ない。		2015年度・2016年度は、研究能力水準を維持しつつ、法科大学院修了者などの実情を踏まえた進学しやすい入試制度の設計を試みる。	2016年度以降は、法科大学院などを修了した者に対する広報活動の拡充を試みていく。特に大学院博士前期課程修了者で非研究職に就職した者で博士後期課程への進学を希望する者に対する情報提供・入試制度のあり方について検討を行う。	
(4)学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか								
a	●学生の受け入れの適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。【400字】	カリキュラム・FD等検討委員会において、入試形態や定員の検証として、入試実施後に問題のレベルや採点基準、入試制度についての改革・改善点の検討を行っており、試験科目などの確認・検討を行うだけでなく、入学定員の見直しも行い、研究科委員会にて審議し承認を得るとの仕組みを構築している。また、入学者の受け入れ方針の検証については、入学試験の結果等をもとに法学研究科委員会においても確認している。これを受けて、2015年度入試からは、試験時間変更などを実施することとした【5-12-7】。		入試問題の外部評価などの選抜方法について、客観的第三者的評価を受けることができていない。		入試問題に関する外部評価などの大学院入試のあり方の外部評価制度は、全国的にほとんど整備されていないと言わざるをえない状況であることから、2015年度・2016年度は、大学院法学研究科内で慎重に検討し、受け入れの適切性について慎重に検討し、評価を行っていく。	2016年度以降は、カリキュラム・FD等検討委員会の下に入試問題などの適切性評価を中心とした受け入れの適切性の確保に関する委員会を設置に向けた内規などの整備を行う。	5-12-7 2014年度第2回法学研究科委員会議事録(2014年5月22日)審議事項9

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第6章 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 学生支援に関する方針を定め、学生への修学支援は適切に行われているか							
a ●修学支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	本研究科の修学支援に関しては、大学院生が充実したキャンパスライフを送ることができるよう、「学長方針」に掲げる「学修支援」及び「学生生活全般の支援」に従って、教育・研究に関する長期・中期計画書の「学生支援」の項において、(1) 首都大学院コンソーシアムの拡充、(2) 諸外国との学術交流、(3) 外国人留学生に対する個人指導・相談制度の拡充、(4) オンラインデータベースの拡充、(5) 大学院学生のメンタルヘルスケア、以上5つを掲げ、研究科委員会にて報告し、教職員で共有を図っている【6-12-9】。 そして、2013年度から現在にかけて、台湾大学法律学院、南京師範大学法学院（法学部・法科大学院共同）との交流協定締結が行われている【6-12-1】。	首都大学院コンソーシアムが活用されている。また、台湾大学大学院との学生間の研究交流を実施した。さらにブラジル・サンパウロ大学法学部（法学部・法科大学院共同）と交流協定を締結し、具体的な交流に向けた作業が行われている。		首都大学院コンソーシアムを利用する学生をさらに増加させるとともに、国際交流をさらに拡大させる必要がある。その際には、就学支援との適合性などを適宜検証する必要がある。		6-12-1 明治大学法科大学院・大学院法学研究科・法学部と南京師範大学法学院との学術交流協定の締結について《既出4(2)-12-6》 6-12-9 2015年度教育・研究に関する長期・中期計画書170, 171頁	
b ●方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ○留年者、休退学者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する対応 ○外国人留学生に対する対応 ○学生支援の適切性の確認 【約400字～800字程度】	法学研究科では、法学研究科委員会において状況把握とそれに対する対処方法を決定している。また、院生協議会と継続的に協議を行い、そこで取りまとめられた大学院生の要望などを取りまとめたうえで、研究科執行部から大学院執行部へ意見を提出し、要望を解決するプロセスを構築している。例えば、協議の中で提示された外部提供のデータベースの拡充については、予算見積もりを行い、実現・継続可能性について検討を重ねている【6-12-2】 博士前期課程・博士後期課程に在籍する大学院生に対して、指導教員だけでなく副指導教員を選任し、研究指導や学習上の問題点についての支援を両者の連携の元に行っている【6-12-3】。 さらに、外国人留学生に対しては、大学院全体で行っている「日本語論文指導講座」と「教育補助講師による日本語論文添削指導」を積極的に受けよう、指導教員を介して周知を図った。この結果、法学研究科の外国人留学生の多くは両制度を利用し、修士論文などの作成に取り組んだ。 さらに経済的支援として、法学研究科独自に「山田準次郎奨学金」を設置しており、論文の投稿により奨学金を給付している【6-12-4】。また、大学院全体としては、研究奨励奨学金や校友会奨学金など、多数の給付型奨学金により支援を行っている。なお、2014年度においては、山田準次郎奨学金の規定改正を行い、投稿論文以外の大学院生による研究に対しても助成ができるようにした【6-12-5】。 その他、博士論文を作成する大学院生を助手に採用することにより、研究環境の整備を実現している。		(1)精神的事情から、休学などに至っている大学院生が少なからず存在していることから、そのような学生へのケア体制の整備が必要である。また、外国人留学生が充実した学生生活を送るための支援体制をより拡充させる。 (2)各研究分野の最新動向を踏まえた知識を容易に吸収できるよう、大学院生が外部のデータベースを利用できるようにする。	(1)学生相談室、国際連携センターなどの関係機関との連携を図りながら、精神衛生上の問題を抱えている学生、外国人留学生への就学支援体制を構築する。 (2)オンラインデータベースの利用拡大を「重点項目一覧」に記載し、予算を確保する。予算を確保できた場合、速やかにこれを導入する。	(1)大学院生専門のメンタルカウンセラーを雇用する。さらに、外国人留学生に対しては、全員にチューターをつけられる環境にする。 (2)オンラインデータベースを積極的に利用するよう、授業等を通じて指導する。また、その利用方法についても説明する。	6-12-2 2014年度・2015年度大学院教育振興費申請書「オンラインデータベースの拡充について」 6-12-3 法学研究科内規「博士前期課程の副指導教員制の方策」,「副指導教員推薦書」《既出3-12-11》 6-12-4 2014年度第33回山田準次郎奨学金基金「応募論文」の募集について 6-12-5 明治大学大学院法学研究科山田準次郎奨学金基金内規	

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第6章 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

(2)進路支援に関する方針を定め、学生への支援は適切に行われているか。								
a	●進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	本研究科の進路支援に関しては、大学院生のキャリアパスを明確にし、就職の機会を拡大させるため、「学長方針」に掲げる「就職支援」に従って、教育・研究に関する長期・中期計画書の「学生支援」の項において、(1) 博士後期課程在籍者名簿の公開、(2) O・B・O・Gとのネットワークの構築、以上2点について示し、これを学生及び教職員間で共有している【6-12-9】。					6-12-9 2015年度教育・研究に関する長期・中期計画書170, 171頁	
b	◎学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。 【約400字～800字】	博士後期課程の大学院生を主な対象として、毎年、本学法学研究科出身の研究者のネットワークを構築するため、就職支援のための懇談会を開催するとともに、研究活動・就職活動に関する知見を得る機会を与えている。2014年度も、法学研究科においては、就職・キャリア支援に関わる事業計画を実施するものとして、11月に「法学研究科研究者養成支援プログラム・就職懇談会」を開催した。ここでは、法学研究科出身の学校関係者を招聘し、就職に関する情報等を提供してもらった。さらに、同プログラムの実施後には、就職懇談会を実施した。そこでは、O・B・O・Gの方と大学院生との間で、より率直な意見交換がなされ、約20名前後の大学院生が参加し、就職に向けた準備・活動を行うにあたっての貴重な機会となった【6-12-6】。 また、博士後期課程在籍者名簿をホームページ上で公開し、教員公募などの際に、優秀な大学院生が在籍していることを第三者機関に広く周知できている【6-12-7】。 博士前期課程の大学院生に対しては、就職キャリア支援事務室の支援のもと、研究科単体で進路相談会を開催し、就職活動などの支援を行った【6-12-8】。	博士後期課程の大学院生においては、法学研究科主催の就職懇談会時に大学院生が各自抜き取りなどを持参して、自身の研究成果をアピールすることができているため、博士學位取得者だけでなく、他の大学院生においても専任教員として採用が決まっている。	法学研究科単体で実施するばかりではなく、法学部及び法科大学院との連携を継続的に図り、より機能的な研究者養成システムを構築しなければならない。また、大学教員の公募情報のみならず、大学以外の研究機関、組織（公務員、民間企業職員を含む）などへの就職に関する情報提供を中心とした多様な職種への就業を支援する活動を行う必要がある。	現在行っている就職支援活動を引き続き継続していくことにより、ネットワークがより強固なものとなり、多くの大学院生にとって就職への関心が高まるだけでなく、実績につながっていくと考える。	法学部および法科大学院とも連携をしながら、大学院O・B・O・Gと在学生のネットワークを一層充実させる。また、就職支援として、大学院生の研究内容や成果について紹介するための冊子作成のための予算を獲得し、情報提供が継続して行えるよう整備する。「教育・研究に関する長期・中期計画書」をさらに活用する必要がある。具体的には、修了予定者の就職支援のため、2015年度以降も引き続き就職キャリア支援費や教育振興費を利用して、法学研究科出身の研究者・公務員・企業家を招聘しての就職懇談会を継続的に開催する。	より多くのO・B・O・Gを招聘できるように予算編成を行い、招聘者を現行の5名前後から10名前後に増やす。特に研究者養成という目標達成のために、既存の本研究科出身の研究者のネットワークだけでなく、海外で活躍している本研究科出身者とのネットワーク構築を進め、既存の制度をより拡大させる。また、これらの関連した様々なデータを収集し、蓄積することで学生への情報提供・アドバイスの体制を構築する。	6-12-6 研究者養成支援プログラム・就職懇談会の開催について 6-12-7 法学研究科ホームページ[博士後期課程在籍者名簿] http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/doctor_list/index.html 6-12-8 法学研究科就職進路グループ相談会の開催について

2014年度法学研究科 自己点検・評価報告書

第10章 内部質保証

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>						
<p>(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか</p>						
<p>a ◎自己点検・評価を定期的実施し、公表していること 【約400字】</p>	<p>法学研究科における内部質保証は、カリキュラム・FD等検討委員会（以下「検討委員会」という。）が担う。検討委員会は研究科執行部4名ほか、研究科委員会で選任された公法学専攻所属の委員3名・民事法学専攻所属の教員3名、計10名で構成している【10-12-1】。本研究科を構成する二つの専攻かつ専門分野が異なる教員で構成されていることもあり、専攻及び専門科目での偏りをなくし、評価結果を研究科全体の改善に活かしやすい体制を構築している。</p> <p>検討委員会は、教育理念・人材育成に関する目的・その他教育上の目的を実現するために、教学の諸活動を適宜点検・評価することを目標として、定期的開催しており、2014年度は2回開催し、2015年度もすでに1回開催している【10-12-2】。</p> <p>検討委員会で、FDなどで得られた評価結果を検討し、それを踏まえて具体的な改善方を策定して研究科執行部に報告し、自己点検・評価報告書に反映・作成の上、「教育・研究に関する長期・中期計画書」の作成時や「改善アクションプラン」作成時に合わせて研究科委員会で報告している【10-12-3 報告事項3】。その後、全学の手続きを経て、ホームページにて公開している。</p> <p>内部質保証に関して同委員会が目標とするところは、次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 自己点検・評価体制を整備し、自己点検・評価の手続き及びその方法を確立させ、必要に応じた適切な評価項目を設定した上で、自己点検・評価を実施すること。 自己点検・評価の結果を、ホームページ等を通じて社会に公開すること。 自己点検・評価結果は、大学院教育の改善・向上に反映させる必要があるため、改善・向上に向けた運用方法を整備し、運用すること。 <p>なお、自己点検・評価にあたり、「法学研究科に関するアンケート」【10-12-4】は、有効な根拠資料となっている。このアンケート結果等をもとに、法学研究科院生協議会代表の学生3～4名と研究科執行部4名による懇談会が年1回開催されており、このことは大学院生の期待に応えるカリキュラム・制度の整備に役立っている。</p>					<p>10-12-1 2014年度各種委員会委員選出について《既出3-12-8》 10-12-2 2015年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第《既出3-12-12》 10-12-3 2014年度第3回法学研究科委員会議事録(2014年6月19日)報告事項3 10-12-4 「法学研究科に関するアンケート」回答結果《既出4(3)-12-8》</p>
<p>(2)内部質保証システムに関するシステムを整備し、適切に機能させているか</p>						
<p>a ●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。 ●内部質保証をつかさどる諸組織(評価結果を改善)を整備していること ●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること ●学外者の意見を取り入れていること ●文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること 【800字～1000字程度】</p>	<p>法学研究科の内部質保証については、研究科内に設置されているカリキュラム・FD等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を責任主体とし、同委員会で認証結果等を確認し、改善方を検討している。検討委員会では、現状をより具体的に把握し、有効な改善策を策定するために、必要に応じて少人数からなるワーキンググループを立ち上げ、担当する諸課題を分担・検討して草案を作成し、法学研究科委員会で逐次提案して論議検討を経て、大学院委員会での承認手続きに付託すべく、活動している。また、検討委員会で審議した内容は、研究科長を中心に研究科執行部にておいても整理し、研究科委員会で報告することにより、改善の効率化且つ具体化を促している。</p> <p>検討委員会で立案された改善計画は、研究科委員会において年度計画書として取りまとめられ、学長ヒアリングや理事会での精査を経て、予算編成・実行に移される。</p> <p>2014年度には、検討委員会での審議をもとに、講義担当者拡充の為、法学研究科の授業科目担当人事の内規を改正し、重要課題の解決を図った【10-12-5 審議事項4】。また、2014年度大学基準協会認証評価において指摘を受けた事項についても、現在、改善策を検討している。</p>	<p>(1)カリキュラム・FD等検討委員会で、新制度の創設・実施のための制度改革案の検討により、研究科委員会では効率的且つ質の高い審議が可能となり、その結果、入学者のニーズに適合した新たなコース「高度職業人養成コース」を創設することができた。 (2014年度より学生募集開始)</p> <p>(2)2014年度までのカリキュラム・FD等検討委員会の審議により、2015年度より高度職業人養成コースに必要な担当教員の大幅増員が実現できた。</p>	<p>(1)2014年度大学基準協会認証評価において、「高度職業人養成コースの修了要件の明確化」が法学研究科の努力課題として指摘されたため、これに対する改善策を講じる必要がある。 (2)カリキュラム・FD等検討委員会の権限についての制度的定めがない点が問題である。</p>	<p>カリキュラム・FD等検討委員会における点検・評価のもと、学生募集担当教員の増員を2015年度も実施すべく手続きを進めているが、さらに検討を進め、最終的には開設科目すべてにおいて学生募集が可能になる体制を目指す。 また、カリキュラム・FD等検討委員会における年度内に実現すべき制度改革に関する課題の検討のため、より多くの議論が必要であることから、同委員会の開催回数を増やす。</p>	<p>(1)「高度職業人養成コースの修了要件の明確化」については、現在カリキュラム・FD等検討委員会における審議を継続しており、今後速やかに同委員会で成案させたい。法学研究科委員会で承認を得て、2015年度中には学内諸手続きを完了させる。 (2)2015年度中に、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立とカリキュラム・FD等検討委員会の制度的位置づけを明確化するための内規を制定する。</p>	<p>10-12-5 2014年度第2回法学研究科委員会議事録(2014年5月22日)審議事項4, 大学院法学研究科准教授の大学院担当基準について(案)</p>